

令和 8 年度 下仁田町防災等地域情報配信 IT 化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 6 月

下仁田町

下仁田町防災等地域情報配信 IT 化事業公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本町では、既存の防災行政無線個別受信機の老朽化に伴い、文字や画像等を組み合わせる防災情報等を配信できるシステム（以下「配信システム」という。）を導入する。これにより、住民の利便性向上を図るとともに、防災情報をはじめとする重要情報を、より確実に住民へ届ける環境を整備する。

本業務は、配信システムを構築するとともに、既存の受信機設置世帯のうち、スマートフォンを所持していない世帯や操作に不慣れな高齢者世帯等に対して、受信に特化したタブレット端末を調達・貸与することで、住民の安全・安心を確保することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 防災等地域情報配信 IT 化事業
- (2) 委託期間 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日
※スケジュールの詳細については仕様書のとおり
- (3) 業務内容 別紙「防災等地域情報配信 IT 化事業仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (4) 契約上限額 40,000 千円（消費税及び地方消費税を除く）以内
上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであり、提案に当たっては上記金額を超えないものとする。上記金額には、本業務委託を履行するために必要な全ての経費（令和8年度分のシステム使用料及び保守料等）を含むものとする。

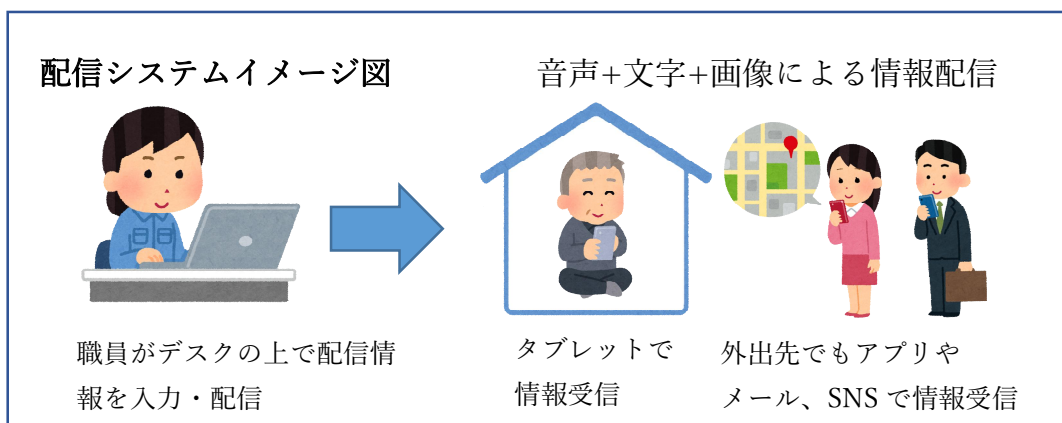
3. 配信システムの定義

本事業で調達予定の配信システムの定義は以下のとおりとする。

- ・本システムは、現在当町で使用している従来の戸別受信機の代替として、専用タブレット端末に対して防災情報を確実かつ速やかに伝達する基盤とする。
- ・機能の定義とは以下のとおりとする。

機能カテゴリ	定義・仕様要件
一斉配信機能	登録されたすべてのタブレット端末に対し、低遅延で情報を同時配信する機能。
グループ配信機能	地区、避難所単位、要配慮者グループなど、対象を絞り込んだ配信を可能にする機能。
自動連携機能	J-ALERT 等とシステム連携し、緊急時に人手を介さず自動で情報が配信される機能。

通知制御機能	緊急度に応じ、サイレントモードを解除して強制的に音声通知を行う機能（Android/iOS等のOS制約を考慮）。
双方向通信機能	避難状況の確認（安否確認アンケート）や、住民からの被害状況報告（画像・テキスト）の収集機能。
端末管理機能	端末の稼働状況、通信環境および遠隔からのアプリ更新機能（MDM連携）。



4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 契約日までに、下仁田町の入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) プロポーザル参加申込時点で、納付すべき国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 提案期間から業務者決定の日までに当町から指名停止の措置を受けていないこと。なお、当町以外の他の公共機関（国・都道府県・市町村）において指名停止を受けている場合も、当町からの指名停止と同様の扱いとする。
- (7) 公序良俗に反する行為を行っていないこと。また、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム及び品質マネジメントシステムの認証を取得していること。
- (9) 本業務を的確に遂行する体制・ノウハウを有していること。

5. 公募に係る日程

次の日程のとおりとする。

日程	実施内容
令和8年6月15日(月)	①実施要領等の公表
令和8年6月15日(月)～6月22日(月)	②実施要領等への質問書受付期間
令和8年6月26日(金)	③質問書への回答
令和8年6月26日(金)～7月3日(金)	④参加意向申出書の提出期間
令和8年7月10日(金)	⑤第1次審査結果の通知
令和8年7月10日(金)	⑥第2次審査への参加要請
令和8年7月10日(金)～7月24日(金)	⑦企画提案書の受付期間
令和8年7月30日(木) 予定	⑧第2次審査実施
令和8年8月上旬を予定	⑨第2次審査結果の通知
令和8年8月下旬を予定	⑩契約締結・業務開始

6. 申し込み・受付

(1) 実施要領等の入手方法

実施要領や様式等については、下仁田町のホームページからダウンロードすること。
(印刷物の配布は行いません。)

(2) 質問受付

本プロポーザルにおいて、資料内容や提案を行うに当たっての確認事項等について、当町へ質問を行うことができるものとする。質問を希望する事業者は、「質問書(様式1)」に質問内容を記入し、令和8年6月22日(月)17時までに当町へ提出すること(郵送・持参又はemail)。なお、質問については以下のとおり取り扱う。

- ・当町への質問は、受付期限前であれば複数回実施することができるものとする。
- ・受領した質問に対する当町の回答は、基本的に受領した翌日から当町の3開庁日以内に行う。
- ・受領した質問に対する当町の回答は、質問内容とともに当町ホームページに掲載する。このとき、質問を行った事業者名は非公開とする。

7. 参加意向申出書

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加意向申出書を提出すること。

- (1) 提出様式 「参加意向申出書(様式2)」
「誓約書(様式3)」

「暴力団排除に関する誓約書（様式 4）」

「業務体制表（様式 5）」

「導入実績調書（様式 6）」

「別紙 1 下仁田町防災等地域情報配信システム 実績及び機能要件表」、

- (2) 提出期間 令和 8 年 6 月 26 日（金）～7 月 3 日（金）の間
- (3) 提出先 下仁田町役場企画課地域創生係
- (4) 提出方法 電子メール（kikaku@town.shimonita.lg.jp）により P D F データで提出
- (5) 書類審査 提出した書類に基づき審査を行う。プレゼンテーションへの参加の可否は、令和 8 年 7 月 10 日（金）に参加への意向を表明した者全員に対し、電子メールにて通知する。
- (6) 機能要件表 ①「別紙 1 下仁田町防災等地域情報配信システム 実績及び機能要件表」の実績数及び対応方法の欄に、以下のとおり記入すること。
- (ア)実績数については、全国自治体への導入実績数を記入すること。また、導入した自治体名を別紙（任意様式）に記述し提出すること。
 - (イ)対応方法へについては、次の区分に応じて記号を記入すること。
 - ◎・・・標準機能で対応できる
 - ・・・カスタマイズにより対応できる
 - ※備考欄にカスタマイズの内容及びカスタマイズ費用について記載すること。
 - △・・・標準機能による代替運用（代替方法）が提案できる
 - ※備考欄に代替運用の方法について記載すること。
 - ×・・・対応できない
- ②機能要件表の各項目を評価し、基礎点 1 0 0 点からの減点方式により、機能要件評価点を算出する。

対応区分	回答
標準機能で対応できる	◎
カスタマイズにより対応できる	○
標準機能による代替運用が提案できる	△
対応できない	×

- (7) その他 参加申込後に辞退する場合は、任意の様式にてプロポーザル辞退届を令和 8 年 7 月 24 日（金）までに、(4)同様に提出すること。なお、参加辞退することは自由であり、辞退しても以降における不利益な扱いは行わない。

8. 第 1 次審査（書面）結果の通知及び第 2 次審査（プレゼンテーション）への参加要請

- (1) 評価選定委員会の設置

本事業における受託候補者の評価及び選定を行うため、下仁田町防災等地域情報配

信 IT 化事業公募型プロポーザル選定委員会を設置する。審査は当該委員会において実施する。

(2) 選定方法

「7. 参加意向申出書」に基づき提出された書類について、選定委員会において審査を行い、第2次審査（プレゼンテーション）参加資格者を選定する。

(3) 参加要請

(2)の審査結果に基づき、上位3者に対して、令和8年7月30日（木）に実施予定の第2次審査（プレゼンテーション）への参加を要請する。

(4) 企画提案書の提出

第2次審査（プレゼンテーション）への参加要請通知を受けた者は、指定する期日までに企画提案書を提出すること。

9. 企画提案書等の提出

企画提案書等は、以下の事項に注意して提出すること。

(1) 企画提案書について

(ア) 提案書の体裁について

- ①A4版、もしくはA3折り込みとし、書式、縦横は自由とする。
- ②企画提案書は40ページ以内（表紙・目次・中表紙は除く、両面印刷の場合は1枚2ページ）とすること。
- ③企画提案書の表紙には、社名及び代表者名を記載すること。

(イ) 提案書の作成について

提案内容等は、以下に示す項目を遵守し、この順序に従って記載すること。なお、提案にあたっては、仕様書の要件を全て満たすものとする。

①提案事業者の概要

- ・提案事業者、協力事業者等の概要（代表者、規模等）をわかりやすく記載すること。
- ・プライバシーマークまたはISMS認証など、情報セキュリティ及び個人情報保護に関連する認証の取得状況を記載すること。
- ・他自治体での導入実績を記載すること。

②実施体制

- ・本業務の実施に係る実施体制を記載すること。

③配信システム概要

- ・配信システムの機能、操作性について、具体的に記載すること。
- ・防災無線システム連携、SNS連携（LINE、X）、メール連携について、具体的に記載すること。

④稼働環境概要

- ・配信システムが稼働する環境をわかりやすく記載すること。

⑤情報セキュリティ

- ・配信システムにおける情報セキュリティの考え方を記載すること。

⑥導入支援（設定・作業概要）

- ・導入作業時の体制を記載すること。
- ・導入スケジュールを提示すること。
- ・操作研修の実施方法や実施時期、実施内容について記載すること。

⑦配信システム保守

- ・導入後の運用保守内容、サポート体制を記載すること。
- ・障害発生時の対応、体制を記載すること。
- ・配信システムのバージョンアップの考え方について記載すること。

⑧自由提案

- ・仕様書に示した要件以外で、その他の提案や独自にアピールする事項があれば記載すること。

(2) 見積書及び見積内訳書等について

(ア) 見積書及び見積内訳書等の様式は任意とする。

(イ) 見積りの範囲は、調達仕様書に示すとおりとする。

(ウ) 見積書は①システム構築費用（イニシャルコスト）と②導入後の使用料（回線使用料含む）、保守料等（年間に要するランニングコスト）と2種類を提出すること。

(エ)(ウ)①システム構築費用の合計金額が「2. 業務概要 (4) 委託上限額」を上回っていた場合は失格とする。

(オ) 提出後の見積書及び見積内訳書等の書き換え又は撤回をすることはできない。

(カ) 既設の防災行政無線システムから配信システムへの連携については、既設システム側の改修作業となるため、本業務の対象外とし、委託上限額には含めない。なお、配信システムから既設の防災行政無線システムへの連携に係る費用については、見積書に明記すること

(3) 提出部数

(ア) 紙媒体 正本、副本各1部

(イ) 電子媒体 同内容のデータ一式（副本を記録した媒体）。データ形式はPDFとし、CD等の媒体に記録して提出すること。

(4) 提出方法

(ア) 提出期間 令和8年7月10日（金）～7月24日（金）の間

(イ) 提出先 下仁田町役場 企画課地域創生係

(ウ) 提出方法 提出期間内に持参（土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時まで）または郵送（必着）とする。なお、郵送の場合は、到着の有無について確認すること。

(5) その他

- (フ)提出期限までに提出されなかった書類等は、いかなる理由をもっても受理しない。
- (イ)提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合であっても加筆や補充することはできない。
- (ウ)提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、企画提案を無効にするとともに、虚偽の記載をした者を失格とする。
- (エ)提出書類一式については返却しない。

10. 評価及び受託候補者の選定について

(1) 評価選定委員会による評価及び選定

評価及び受託候補者の選定については、下仁田町防災等地域情報配信 IT 化事業公募型プロポーザル選定委員会にて実施する。

(2) 評価方法

全提案書に対し、提案内容のプレゼンテーション審査を実施し、企画提案書及び機能要件表等の書類、見積書、プレゼンテーションの内容を評価して採点する。

(3) プレゼンテーション審査について

提案者は、以下の日時にて、提案内容についてのプレゼンテーションを実施すること。

(ア)開催日 令和8年7月30日(木) 予定

(イ)開催時間及び開催場所 別途応募者に通知する

(ウ)時間配分 1事業者につき60分以内とする。(提案説明及び配信システムデモ30分、質疑応答20分、準備片付け10分)

(エ)出席者 プレゼンテーションの提案者の出席者数は6名以内とする。

(オ)その他

- ・プレゼンテーション及び審査は非公開とする。
- ・プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書の内容に沿って行うものとし、説明の順序も提案書の構成に従うこと。提案書に記載のない事項についての追加提案や説明は認めない。
- ・実機を用いたデモンストレーションの実施を可能とする。その場合、デモンストレーションは一連の説明の最後に行うこと。
- ・プロジェクター、スクリーンは当町で準備する。それ以外の必要な機材については提案事業者が用意し、セッティングすること。
- ・機材を持ち込む場合は、準備及び片付け時間に留意すること。
- ・プレゼンテーションを欠席した場合は失格とする。

(4) 評価配点について

審査員一人につき合計1000点満点とし、配点は次のとおりとする。

項目	配点
企画提案書・プレゼンテーション	650点

機能要件表	100点
見積書（システム構築分）*イニシャルコスト	100点
見積書（使用料、保守料分）*1年間に係る費用（ランニングコスト）	150点

(5) 採点について

(ア)企画提案書及びプレゼンテーションは、評価基準に基づき評価選定委員ごとに採点し、その平均値を評価点とする。

(イ)機能要件表及び見積書は、評価基準に基づき事務局にて採点する。

(ウ)評価基準については次のとおりとする。

①企画提案書・プレゼンテーションの評価基準

項番	評価項目	具体的評価内容	配点
1	提案事業者	<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体において豊富な導入実績があるか 	50
2	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業者、協力事業者、実施体制は信頼できるか 	10
3	配信システムに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の目的が達成可能な配信システムであり、且つ仕様書の要件を満たしているか 直感的に操作でき、戸惑うことなく操作できるか 防災無線システム連携、SNS連携（LINE、X）、メール連携による配信方法について、職員の手間なく対応が可能なものであるか 	100
4	稼働環境	<ul style="list-style-type: none"> 安定稼働のための対策（緊急時による業務の継続性）が具体的に示されているか 	20
5	情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティに関して、安全性を担保する対策が講じられているか 通信方法については、暗号化を用いるなどセキュリティ対策が強化されているか。 システム障害への対策が実施されているか 	20
6	導入支援（設定・作業）	<ul style="list-style-type: none"> 導入に向けた作業体制や管理方法は適正か 導入スケジュールは問題ないか 本稼働時のサポートは十分なものか 職員が配信システムを利用するにあたり、習熟できるような提案になっているか 住民へのサポート体制は充足しているか 	30
7	配信システム保守	<ul style="list-style-type: none"> 導入時及び導入後においても継続的な運用支援を行う提案が示されているか 障害発生時の対応（連絡体制、対応時間等）は 	20

		妥当なものか ・ソフトウェアのバージョンアップ等への対応は妥当なものか	
8	自由提案	・業務改善に繋がる有効な提案が示されているか ・本町の要求仕様以外で、本町にとって有益な提案事項はあるか	100
9	プレゼンテーション	・本町の意図に沿った説明がされているか ・利用シーンが具体的に想定できる内容であるか。 ・長期的に配信システムを利用することができるか	300

②見積書の評価

以下の計算式により評価点を算出する

見積書（システム構築分）＊イニシャルコスト

【 配点（100） × （最低見積提案額 / 当該事業者の見積額） = 評価点 】

※ 小数点以下第2位を四捨五入する。

見積書（使用料、保守料分）＊1年間に係る費用（ランニングコスト）

【 配点（150） × （最低見積提案額 / 当該事業者の見積額） = 評価点 】

※ 小数点以下第2位を四捨五入する。

11. 選定結果の通知及び公表、契約

- (1) 選定結果については、プレゼンテーションを実施した全事業者に、文書及び電子メールにて通知するほか、当町公式ホームページで公表する（令和8年7月31日（金）を予定）。
- (2) 選定された受託候補者と当町とで協議し、改めて見積りを徴収の上、随意契約により契約を締結するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合や他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。
- (4) 受託者は契約締結と同時に発注者との打ち合わせを開始すること。また、速やかに実施体制を確定し、業務体制表、従事者連絡先名簿を企画課地域創生係へ提出すること。

12. その他の留意事項

- (1) 本事業は、総務省消防庁が定める「緊急防災・減災事業債」の活用を予定しているため、当該制度の趣旨および要件に適合した提案とすること。
- (2) 使用言語は日本語とする。使用通貨は日本円とする。
- (3) 企画提案書の提出後、当町の判断により補足資料の提出を求める場合がある。

- (4)提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (5)提案書の作成及び提出、並びにプレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (6)当町から受領した資料は、当町の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (7)契約履行過程で生じる製作物の著作権は、本業務のために独自に作成した成果物に限り下仁田町に帰属する。
- (8)提案者が1社の場合でも本プロポーザルを実施する。

13. 問い合わせ先

〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 番地

下仁田町役場 企画課 地域創生係

電話：0274-82-2111（代表） E-Mail：kikaku@town.shimonita.lg.jp

以上